

聖籠町水道事業行政財産使用料徴収規程をここに公布する。

平成二十三年四月一日

聖籠町長 渡邊 廣吉

聖籠町企業管理規程第三号

聖籠町水道事業行政財産使用料徴収規程

(趣旨)

第一条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号。）第二百三十八条の四第七項の規定による許可を受けてする聖籠町水道事業の用に供する行政財産の使用（以下「行政財産の目的外使用」という。）に係る使用料については、法令その他別に定めがあるもののほか、この規程の定めるところによる。

(使用料の納付)

第二条 行政財産の目的外使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、別表に定める使用料を納めなければならぬ。

(使用料の減免)

第三条 公営企業の管理者の権限を行う町長（以下「管理者」という。）は、次の各号の一に該当するときは、当該行政財産の目的外使用に係る使用料の全部又は一部を免除することができる。

- 一 国又は他の地方公共団体その他公共団体が公用若しくは公共用又は公益事業の用に供するため、行政財産の目的外使用をするとき。
- 二 災害その他の緊急やむを得ない事態の発生により応急の用に供するため、行政財産の目的外使用をするとき。
- 三 前二号に掲げるほか、公益上特別の理由がある場合

で、管理者が特に必要があると認めるとき。

（使用料の納付方法）

第四条 使用料は、管理者の発行する納入通知書により納めなければならない。

2 使用料は、前納とし、年払いとする。ただし、管理者が必要と認めるときは、分割して納めさせるものとする。  
（使用料の還付）

第五条 既に納めた使用料は還付しない。ただし、使用者の責めに帰さない理由により使用の許可を取り消された場合は、当該取消しの日の属する月の翌月以後の残月数に対応する分を還付する。

（その他）

第六条 この規程に定めるもののほか、行政財産の使用に  
関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この規程は、交付の日から施行する。

別表

区分	土地			使用の種類	使用料
電柱		本柱	架空管		
この表に定めのないものについては、管理者が別に定める額	地下埋設物	支線又は支線柱	架空管	額	の別表を適用して算出した額
備考 1 使用期間が一年に満たないときは、その年の使用料は、月額計算とし、一月に満たないものは、一月として計算する。 2 一件の使用料が百円に満たないものは、百円とする。	地下埋設物	支線又は支線柱	架空管	額	の別表を適用して算出した額